



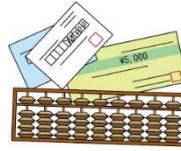
商工会だより

大野町商工会 No.11

TEL 0585-32-0667

令和7年2月5日発行

* 確定申告相談日のご案内



商工会が税理士を招き「確定申告窓口相談」を下記の内容にて開催しますので是非ご利用下さい。また下記日程以外の場合は事前にご連絡いただき、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

尚、令和7年度（R7.4.1～）から記帳関係の手数料基準が変更になります。

また商工会での税理士相談の支援対象者については、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が400万円以下の事業者。その事業者が消費税課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者のみとさせていただきますので、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

実施日程	2月12日(水)	午前9時～正午
"	2月14日(金)	午後1時～午後4時
"	2月17日(月)	午前9時～正午
"	2月19日(水)	午後1時～午後4時
"	2月21日(金)	午前9時～正午
"	2月25日(月)	午後1時～午後4時
"	2月26日(水)	午前9時～正午
"	2月28日(金)	午後1時～午後4時
"	3月3日(月)	午前9時～正午
"	3月5日(水)	午後1時～午後4時
"	3月7日(金)	午前9時～正午
"	3月11日(火)	午後1時～午後4時
"	3月12日(水)	午前9時～正午
"	3月14日(金)	午後1時～午後4時
"	3月17日(月)	午前9時～正午
実施場所	大野町商工会館 2階 大研修室	

* 無料法律相談のお知らせ(午後1時～午後5時 完全予約制)

○令和7年2月25日(火) ○KBふれあい会館

○令和7年3月11日(火) //

商工会ホームページ



Instagram 公式アカウント



LINE 公式アカウント



商工会 WEB 研修



お問い合わせについては大野町商工会まで 電話 0585-32-0667 FAX0585-34-3370

* 小規模企業共済のお知らせ

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

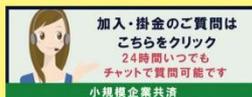
共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

Be a Great Small.
中小機構

2021.6

全額所得控除による税制優遇と小規模事業者の退職金の積立に是非ご活用ください。
詳しい制度内容については、大野町商工会までお問合せください。

☎ 0585-32-0667 FAX 0585-34-3370